

IV 労働委員会関係 年表

年	時代背景、政府の動向等	厚生労働省(旧厚生省、旧労働省)、労働委員会関係
1945	8.15 終戦詔書発布 10 GHQ、日本民主化の5大改革を日本政府に指令	10.27 厚生省に労政局を設置 12.22 労働組合法公布(1946.3.1施行)
1946	11.3 日本国憲法公布(1947.5.3施行)	3.1 中央労働委員会及び都道府県労働委員会設置 9.1 第1回全国労働委員会連絡協議会(全労委)総会開催 9.27 労働関係調整法公布(10.13施行)
1947	1.18 全官公共闘争委員会、「2・1ゼネスト」宣言 1.31 GHQ、「2・1ゼネスト」中止に関するマッカーサー声明を通知。全官公共闘争「2・1ゼネスト」中止決定。 10.23 国家公務員法公布(11.1一部施行、1948.7.1全部施行)	9.1 労働省設置(厚生省から分離)
1948	3.18 電産、波状停電スト 4.12 日本経営者団体連盟(日経連)発足 12.3 国家公務員法改正法公布・施行(国家公務員の争議行為禁止等)	7.22 マッカーサー書簡(公務員のスト禁止、国家公務員法改正、国鉄及び専売の公社化等) 7.31 政令第201号公布・施行(公務員の争議行為の禁止) 12.20 公共企業体労働関係法公布(1949.6.1施行)
1949	6.1 国鉄、専売公社発足	6.1 労働組合法を全面改正(不当労働行為制度は行政命令による救済方式へ。6.10施行) 6.1 改正公労法施行に基づき、国鉄及び専売公社の労使紛争処理に関し、公共企業体仲裁委員会等5委員会を設置 8.4 中労委、労働委員会規則制定・施行
1950	6.25 朝鮮戦争勃発 7.11 日本労働組合総評議会(総評)結成 7～ レッドパージ始まる。	※ 労働委員会にレッドパージ関連不当労働行為事件が多数係属する。
1951	9.8 サンフランシスコ平和条約に調印	
1952	7.19 総評から一部組合脱退、全国産業別労働組合会議(新産別)結成 9.24～12.18 電産長期スト 10.13～12.26 炭労長期スト 11～ 炭労ストによる石炭不足の深刻化。国鉄の運行制限や送電停止等国民生活に多大な影響を与える。	7.31 労働関係調整法、公共企業体等労働関係法等改正法公布(緊急調整制度創設。電電公社及び国有林野事業等五現業を公労法の対象とする。8.1施行) 12.16 炭労ストについて緊急調整決定。中労委のあっせんにより解決(12.27)
1953	7.27 朝鮮戦争休戦	8.7 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律公布・施行

年	時代背景、政府の動向等	厚生労働省(旧厚生省、旧労働省)、労働委員会関係
1954	4.22 全日本労働組合会議(全労会議。後の全日本労働総同盟(同盟))結成 5.25～9.26 近江絹糸事件	7.17～9.16 中労委、近江絹糸争議に職権あつせん及び不当労働行為初審取扱いを決定し、事件解決
1955	1.28 総評、春季賃上共闘会議総決起大会(以後の春闘方式の発端となる。) 11.15 保守合同(自由民主党の結成)	
1956	4.11 全国中立労組懇談会(中立労懇。9月に「中立労連」に改称)結成 ※ 以後、日本の労働組合は、連合結成まで総評、同盟、新産別、中立労連の労働4団体体制となる。	8.1 公労法改正により、公共企業体等中央調停委員会、公共企業体等仲裁委員会等の委員会を統合して、公共企業体等労働委員会(公労委)設置
1959	8.28 三井鉱山第二次合理化案を組合に提示。これを機に三井三池争議が始まる。	
1960	7.19 第1次池田内閣発足。閣議において三井三池争議の事態収拾申合せ 11.1 経済審議会、所得倍増計画を答申 11.1 三井三池、ロックアウト解除・スト中止通告書を労使で交換(三井三池争議の終了)	11.25 中労委、三井三池争議を第5次あつせん案提示により最終解決
1962		9.18 最高裁、不当労働行為事件の命令について、バックペイの中間収入控除が必要との判決を出す。
1964	4.4 公労協、公共企業体等について民間賃金準拠を求め、4月17日に半日ストを行う方針を決定 4.16 池田内閣総理大臣と太田総評議長がトップ会談(池田・太田会談)。民間賃金準拠の原則を確認し、4.17ストを収拾、スト回避。	
1965		6.14 ILO第87号条約批准
1966		12.23 労使関係法研究会報告書(石井レポート)が労働大臣に提出される。
1968	※ 日本、G N Pが世界第二位となる。	
1970	1.20 日経連総会で生産性基準原理が打ち出される。	
1971	8.15 合衆国、金とドルの兌換を停止(ニクソン・ショック)	
1973	2.14 日本円、変動相場制へ移行	
1974	※ オイル・ショックに伴う戦後初のマイナス成長、狂乱物価	
1975	11.26～12.3 「スト権スト」(ストライキ権の付与を求め、国鉄のほぼ全線がストップ)	

年	時代背景、政府の動向等	厚生労働省(旧厚生省、旧労働省)、労働委員会関係
1976		5. 6 最高裁、受入企業等について労働組合法上の使用者性を認める判決
1977	4. 6 私鉄、賃上げ交渉自主解決（以降中労委に係属せず）	2. 23 最高裁、不当労働行為救済方法における労働委員会の裁量を認め、かつバックペイの中間収入控除の判例を変更する判決
1979	※ 第二次オイル・ショック	※ 全労委、「審査手続の基本的なあり方」に関する特別委員会を設置し検討（1980年全労委総会へ報告）
1982	7. 30 臨時行政調査会、国鉄等三公社の分割・民営化などを内容とする行政改革に関する答申を行う。 9. 24 人事院勧告凍結を閣議決定	5. 22 労使関係法研究会報告（石川レポート）発表 10. 1 アルコール専売事業の民営化に伴う改正公労法施行
1983	※ 労働組合組織率、30%を割る。	
1985	4. 1 日本電信電話公社、日本専売公社の民営化 9. 22 プラザ合意 10. 11 「国鉄分割民営化の基本方針について」閣議決定	6. 1 男女雇用機会均等法公布（1986. 4. 1 施行） 7. 5 労働者派遣法公布（1986. 7. 1 施行）
1986	4. 7 「前川レポート」（内需拡大） 11. 28 国鉄改革関連の8法律成立	
1987	4. 1 国鉄分割民営化。J R新会社発足 11. 20 民間「連合」発足。同盟、中労連解散 ※ 「バブル景気」（1990年代初頭まで）	3. 13 東京都労委へJ R不採用事件の救済申立て（以後各地労委へJ R関係事件の申立てが相次ぐ。） 4. 1 公労委が国営企業労働委員会（国労委）と名称変更 ※ J R関係事件で各都道府県労委に対して調整申請相次ぐ。
1988		3. 11 J R不採用事件救済命令（1988. 3. 3 東京地労委）に対して会社から再審査申立て（以後各都道府県労委の救済命令に対し会社側からの再審査申立てが相次ぐ。） 10. 1 中労委と国労委が統合される。
1989	11. 21 新「連合」結成。全労連結成。総評解散	
1992		5. 28 中労委、J R不採用事件の解決案を労使に提示（労使とも拒否回答）
1993	11. 12 「平岩レポート」（規制緩和）	12. 24 中労委、J R西日本等の不採用事件について再審査命令書交付（新会社への採用命令等。以後1996年までに19件のJ R不採用事件命令等交付）
1995		11. 14 労働委員会制度創設50周年記念式典
1996		3. 1 労働委員会制度創設50周年（記念切手発行等）
1998	10. 22 国鉄清算事業団廃止、日本鉄道建設公団に引継ぎ	5. 28 J R北海道不採用事件東京地裁判決（中労委命令取消）